

副 本

平成18年(行コ)第119号 住基ネット受信義務確認等請求控訴事件  
控訴人 杉並区  
被控訴人 国, 東京都

準備書面(3)訂正書

平成19年8月3日

東京高等裁判所第10民事部ハロ1係 御中

被控訴人国らは、平成19年5月24日付け準備書面(3)33ページ15行目に「住基カードは・・・・このことは証拠（乙第26，第39号証）」とあるのを「住基カードは・・・・このことは証拠（乙第40，第41号証）」と訂正し、同準備書面(3)35ページ15行目に「住基カードの仕組みからしても・・・・可能性は全くない（乙第26，第39号証）」とあるのを「住基カードの仕組みからしても・・・・可能性は全くない（乙第40，第41号証）」と訂正する。